

令和 4年 2月18日提出

第 1 回市議会定例会議案

浜 松 市

議 案 件 目

| | | |
|----------|--|----|
| 第 1 号議案 | 令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 9 号） | 別冊 |
| 第 2 号議案 | 令和 3 年度浜松市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 第 3 号議案 | 令和 3 年度浜松市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 第 4 号議案 | 令和 3 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 5 号議案 | 令和 3 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 6 号議案 | 令和 3 年度浜松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 7 号議案 | 令和 3 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 8 号議案 | 令和 3 年度浜松市育英事業特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 9 号議案 | 令和 3 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 10 号議案 | 令和 3 年度浜松市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 11 号議案 | 令和 3 年度浜松市公債管理特別会計補正予算（第 1 号） | 別冊 |
| 第 12 号議案 | 令和 3 年度浜松市病院事業会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 13 号議案 | 令和 3 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 3 号） | 別冊 |
| 第 14 号議案 | 令和 3 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 2 号） | 別冊 |
| 第 15 号議案 | 浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について | 1 |
| 第 16 号議案 | 浜松市子どもの未来応援基金に関する条例の制定について | 3 |
| 第 17 号議案 | 市有財産処分について （第三都田地区工場用地 7 区画） | 5 |
| 第 18 号議案 | 指定管理者の指定について （浜松市勤労会館） | 7 |
| 第 19 号議案 | 市道路線認定について | 別冊 |
| 報 第 1 号 | 専決処分の承認について （令和 3 年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）） | 9 |
| 報 第 2 号 | 専決処分の報告 | 21 |

| | | |
|----------|---|----|
| 監報第 1 号 | 定期監査等の結果に関する報告について | 別冊 |
| 監報第 2 号 | 例月出納検査の結果に関する報告について | 別冊 |
| 第 20 号議案 | 令和 4 年度浜松市一般会計予算 | 別冊 |
| 第 21 号議案 | 令和 4 年度浜松市国民健康保険事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 22 号議案 | 令和 4 年度浜松市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 23 号議案 | 令和 4 年度浜松市介護保険事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 24 号議案 | 令和 4 年度浜松市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 25 号議案 | 令和 4 年度浜松市と畜場・市場事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 26 号議案 | 令和 4 年度浜松市農業集落排水事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 27 号議案 | 令和 4 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 28 号議案 | 令和 4 年度浜松市育英事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 29 号議案 | 令和 4 年度浜松市学童等災害共済事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 30 号議案 | 令和 4 年度浜松市小型自動車競走事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 31 号議案 | 令和 4 年度浜松市駐車場事業特別会計予算 | 別冊 |
| 第 32 号議案 | 令和 4 年度浜松市公債管理特別会計予算 | 別冊 |
| 第 33 号議案 | 令和 4 年度浜松市病院事業会計予算 | 別冊 |
| 第 34 号議案 | 令和 4 年度浜松市水道事業会計予算 | 別冊 |
| 第 35 号議案 | 令和 4 年度浜松市下水道事業会計予算 | 別冊 |
| 第 36 号議案 | 浜松市個人情報保護条例の一部改正について | 27 |
| 第 37 号議案 | 浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について | 31 |
| 第 38 号議案 | 浜松市職員定数条例の一部改正について | 39 |
| 第 39 号議案 | 浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | 41 |
| 第 40 号議案 | 浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の一部改正について | 47 |
| 第 41 号議案 | 浜松市手数料条例の一部改正について | 49 |

| | | |
|----------|---|----|
| 第 42 号議案 | 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正 について | 53 |
| 第 43 号議案 | 浜松市国民健康保険条例の一部改正について | 55 |
| 第 44 号議案 | 浜松市川や湖を守る条例の一部改正について | 61 |
| 第 45 号議案 | 浜松市農村公園条例の一部改正について | 63 |
| 第 46 号議案 | 浜松市小型自動車競走条例の一部改正について | 65 |
| 第 47 号議案 | 浜松市道路法等施行条例の一部改正について | 67 |
| 第 48 号議案 | 浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する 基準を定める条例の一部改正について | 69 |
| 第 49 号議案 | 浜松市 P F I 等審査委員会条例の制定について | 71 |
| 第 50 号議案 | 浜松市いじめ問題第三者委員会条例の制定について | 75 |
| 第 51 号議案 | 浜松市犯罪被害者等支援条例の制定について | 79 |
| 第 52 号議案 | 浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例の 制定について | 83 |
| 第 53 号議案 | 浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更 について | 91 |
| 第 54 号議案 | 包括外部監査契約締結について | 93 |

第 15 号 議 案

令和 4年 2月18日提 出

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

浜松市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年浜松市条例第160号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| | |
|--------------|---|
| 高塚駅北地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された浜松都市計画高塚駅北地区計画において地区整備計画が定められている区域 |
|--------------|---|

別表第2に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 高塚駅北地区整備計画区域 | 次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(ほ)項第2号に規定するもの (2) 法別表第2(へ)項第3号に規定するもの又は店舗、飲食店、展示場若しくは遊技場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|

附 則

この条例は、公布の日の翌日から施行する。

第 16 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市子どもの未来応援基金に関する条例の制定について

浜松市子どもの未来応援基金に関する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市子どもの未来応援基金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子どもの貧困に関する対策及び子育て支援に資するため設置する浜松市子どもの未来応援基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に定めるところによる。

(1) 予算で定める額

(2) 寄附金

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子どもの貧困に関する対策及び子育て支援に要する経費に充てるときに限り処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 浜松市交通遺児等福祉事業等基金に関する条例（昭和46年浜松市条例第5号）は、廃止する。

市有財産処分について

次のとおり市有財産を売却する。

浜松市長 鈴木 康 友

| 所在地 | 財産の概要 | 処分予定価格 | 処分の相手方 | 備考 |
|------------------------|---------------------------------|-----------------------|--|------------------------------------|
| 都田川山土地 区画整理事業 用地 | 7区画 26,323.97 m ² | 7区画 1,022,100,000円 | 静岡県浜松市北区 細江町中川 7000番地の36 株式会社エフ・シー・ シー 代表取締役社長 斎藤 善敬 | 浜松市北区 都田町 11003 番地 外 57 筆 |

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 施設の名称 浜松市勤労会館

- 2 指定管理者
所在地 浜松市中区城北一丁目8番1号
名 称 浜松市勤労福祉協会・三幸共同事業体
代表者 浜松市中区城北一丁目8番1号
公益財団法人浜松市勤労福祉協会
理事長 佐々木 右子
構成員 東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4
三幸株式会社
代表取締役 橋本 有史

- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

報 第 1 号
令和 4年 2月18日提 出

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから報告し、承認を
求める。

浜松市長 鈴木 康 友

専 第 42 号
令和 3年12月17日専 決

令和3年度浜松市一般会計補正予算（第8号）

子育て世帯に対する臨時特別給付金について、先行分の5万円の給付とあわせた
10万円の現金一括給付が選択肢として国から示されたことを受け、本市の対応とし
て、市民への早急な還元と事務負担及び事務経費の削減の観点から、年内一括支給を
可能とするため、同法第179条第1項の規定により専決処分とする。

浜松市長 鈴木 康 友

令和3年度浜松市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,138,000千円を追加し、歳入歳出予算
の総額を歳入歳出それぞれ388,826,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------------|-----------------|------------------|
| 18 国庫支出金 | | 千円 89,406,319 | 千円 6,138,000 | 千円 95,544,319 |
| | 2 国庫補助金 | 32,514,400 | 6,138,000 | 38,652,400 |
| 歳 入 合 計 | | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 3 民生費 | | 千円 129,670,710 | 千円 6,138,000 | 千円 135,808,710 |
| | 2 児童福祉費 | 60,728,269 | 6,138,000 | 66,866,269 |
| 歳 出 合 計 | | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 |

令和3年度

補正予算に関する説明書

浜 松 市

この説明中、歳入歳出補正予算事項別明細書における2歳入、3歳出については、予算審議の便に供するため、議決科目である款項を予算執行科目の目節と同時に記載し、表罫二本線(====)で議決科目と執行科目の区分を明確化したものである。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------------|-------------|-----------|-------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市税 | 134,700,000 | - | 134,700,000 |
| 2 地方譲与税 | 3,548,000 | - | 3,548,000 |
| 3 利子割交付金 | 117,000 | - | 117,000 |
| 4 配当割交付金 | 525,000 | - | 525,000 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 614,000 | - | 614,000 |
| 6 分離課税所得割交付金 | 133,000 | - | 133,000 |
| 7 法人事業税交付金 | 1,630,000 | - | 1,630,000 |
| 8 地方消費税交付金 | 17,886,000 | - | 17,886,000 |
| 9 ゴルフ場利用税交付金 | 91,000 | - | 91,000 |
| 10 環境性能割交付金 | 584,000 | - | 584,000 |
| 11 軽油引取税交付金 | 5,671,000 | - | 5,671,000 |
| 12 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 327,000 | - | 327,000 |
| 13 地方特例交付金 | 2,639,519 | - | 2,639,519 |
| 14 地方交付税 | 26,210,707 | - | 26,210,707 |
| 15 交通安全対策特別交付金 | 456,000 | - | 456,000 |
| 16 分担金及び負担金 | 813,162 | - | 813,162 |
| 17 使用料及び手数料 | 4,425,942 | - | 4,425,942 |
| 18 国庫支出金 | 89,406,319 | 6,138,000 | 95,544,319 |
| 19 県支出金 | 22,520,062 | - | 22,520,062 |
| 20 財産収入 | 642,752 | - | 642,752 |
| 21 寄附金 | 2,290,912 | - | 2,290,912 |
| 22 繰入金 | 12,213,554 | - | 12,213,554 |
| 23 繰越金 | 4,957,862 | - | 4,957,862 |
| 24 諸収入 | 6,760,509 | - | 6,760,509 |
| 25 市債 | 43,524,700 | - | 43,524,700 |
| 歳入合計 | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 |

(歳 出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|---------------|-----------|---------------|-----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1 議会費 | 千円 943,812 | 千円 - | 千円 943,812 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総務費 | 37,125,544 | - | 37,125,544 | | | | |
| 3 民生費 | 129,670,710 | 6,138,000 | 135,808,710 | 6,138,000 | | | |
| 4 衛生費 | 33,804,528 | - | 33,804,528 | | | | |
| 5 労働費 | 383,438 | - | 383,438 | | | | |
| 6 農林水産業費 | 7,670,764 | - | 7,670,764 | | | | |
| 7 商工費 | 10,947,097 | - | 10,947,097 | | | | |
| 8 土木費 | 45,030,722 | - | 45,030,722 | | | | |
| 9 消防費 | 11,137,990 | - | 11,137,990 | | | | |
| 10 教育費 | 61,836,395 | - | 61,836,395 | | | | |
| 11 災害復旧費 | 3,500,000 | - | 3,500,000 | | | | |
| 12 公債費 | 40,537,000 | - | 40,537,000 | | | | |
| 13 予備費 | 100,000 | - | 100,000 | | | | |
| 歳出合計 | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 | 6,138,000 | | | |

2 歳 入

| 款 項 目 | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|-------------|-----------|-------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 |
| 18 国庫支出金 | 89,406,319 | 6,138,000 | 95,544,319 |
| 2 国庫補助金 | 32,514,400 | 6,138,000 | 38,652,400 |
| 2 民生費国庫補助金 | 19,133,289 | 6,138,000 | 25,271,289 |
| 計 | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 |

| 節 | | 説明 |
|------------------------|-----------|-------------------------------------|
| 区分 | 金額 | |
| | 千円 | |
| | | |
| 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 | 6,138,000 | 子育て特別給付金支給事業費 6,138,000千円の 10/10 |
| | | |

3 歳 出

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------|-------------|-----------|-------------|-----------------|-------|-------|---------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 3 民生費 | 129,670,710 | 6,138,000 | 135,808,710 | 6,138,000 | | | |
| 2 児童福祉費 | 60,728,269 | 6,138,000 | 66,866,269 | 6,138,000 | | | |
| 5 家庭福祉費 | 26,186,062 | 6,138,000 | 32,324,062 | 6,138,000 | | | |
| 計 | 382,688,000 | 6,138,000 | 388,826,000 | 6,138,000 | | | |

(歳出) 3 民生費

| 節 | | 説 明 |
|---------------|-----------|--|
| 区 分 | 金 額 | |
| | 千円 | |
| | | |
| 18 負担金補助及び交付金 | 6,138,000 | 1 家庭福祉支援事業 6,138,000千円 (1) 子育て特別給付金支給事業 6,138,000千円 |
| | | |

専決処分の報告

地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項に基づき、次のとおり道路瑕疵、物損事故、身体障害者手帳事務処理誤謬事件、交通事故にかかる和解及び損害賠償の額について専決処分したから報告する。

浜松市長 鈴木 康 友

道路瑕疵

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|--|----------------|----------------------|----------------|------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 43 | 令和3年 12月28日 | 和 解 1,680円 | 浜松市中区 曳馬三丁目 A氏 | 令和3年 10月29日 | 浜松市中区 助信町51番16号地先 人身事故 |
| | 事故の状況 午前8時10分頃、相手方が徒歩で市道助信7号線を西進中、道路上に生じていたくぼみ（幅43cm、長さ45cm、深さ7cm）に足を取られ転倒し、右足首剥離骨折及び左膝を打撲した人身事故である。 負担割合 浜松市30% 相手方70% 対 策 令和3年11月 復旧工事完了。 | | | | |
| 44 | 令和3年 12月28日 | 和 解 53,500円 | 浜松市浜北区 高畑 B氏 | 令和3年 9月21日 | 浜松市浜北区 高畑613番地地先 物損事故 |
| | 事故の状況 午後5時30分頃、相手方車両が市道浜北高畑線を西進中、横断水路手前に発生した穴ぼこ（幅80cm、長さ40cm、深さ5cm）に右側前輪を落とし、サスペンション等を損傷した物損事故である。 負担割合 浜松市50% 相手方50% 対 策 令和3年9月 応急復旧工事完了。 令和3年11月 本復旧工事完了。 | | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|---------------|--|--|----------------|---|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 1 | 令和4年 1月20日 | 和 解 135,608円 | 浜松市天竜区 水窪町奥領家 6238番地の5 有限会社飯島建設 代表取締役 飯島 雄一 | 令和3年 12月11日 | 浜松市天竜区 水窪町奥領家 6716番 地の1地先 物損事故 |
| 事故の状況 | | 午後3時45分頃、相手方車両が市道水窪白倉川線を東進中、山側法面からの落石によりフロントガラスを損傷した物損事故である。 | | | |
| 負担割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対策 | | 令和3年12月 落石注意看板設置。 法面上部の安全確認を実施。 | | | |

物損事故

| 専決 | | 和解及び 損害賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|---------------|---|---|---------------|------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 2 | 令和4年 1月18日 | 和 解 239,800円 | 浜松市浜北区 尾野1331番地の1 尾野自治会 自治会長 河合 豊 | 令和3年 6月20日 | 浜松市浜北区 尾野1331番地の1 物損事故 |
| 事故の状況 | | 令和3年6月20日執行の第20回静岡県知事選挙において、投票所として尾野公民館を使用した際、片付け時に床面を損傷させた物損事故である。 | | | |

身体障害者手帳事務処理誤謬事件

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 和 解 年月日 | 和解の内容 |
|---|----------------|----------------|--------------------|----------------|---|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 45 | 令和3年 10月21日 | 和 解 12,160円 | 浜松市中区 十軒町 C氏 | 令和3年 10月21日 | 身体障害者手帳の再認定の案内通知を誤って送付したことにより、本来発生することのなかった費用負担に対し、浜松市は相手方に対する損害賠償として12,160円を支払うことで和解したものの。 |
| <p>誤謬の状況 令和3年6月、相手方から身体障害者手帳の再認定申請があり、事務処理を進めていたところ、当方相手方は再認定申請が不要であったにもかかわらず、市が再認定申請の案内通知を送付したことにより、本来不要であった手続きや費用負担を相手方に生じさせたことが判明した。</p> <p>和解条項 1 文書料にかかる賠償金額8,800円及び医療機関までの交通費にかかる賠償金額3,360円を支払う。 2 相手方はこの件に関し、その余の請求をしない。</p> | | | | | |

交通事故

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|----------------|--|----------------------|--------------|---|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 46 | 令和3年 12月6日 | 和 解 65,238円 | 浜松市中区 中央一丁目 D氏 | 令和3年 7月2日 | 浜松市中区 中央一丁目2番3号 イーステージ浜松併設 駐車場 交通事故（人身） |
| 事故の状況 | | 午前8時45分頃、イーステージ浜松に併設する駐車場を公用車で出庫しようとしたところ、スロープから上がってきた対向車両を避けるため後進した際、後続の相手方車両前部と公用車の右側後部が接触し、相手方が負傷した人身事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対 策 | | 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、再発防止策として、朝礼で常に事故防止と安全運転の意識の徹底を行うようにした。 | | | |
| 47 | 令和3年 11月22日 | 和 解 243,056円 | 浜松市中区 中央一丁目 E氏 | 令和3年 7月2日 | 浜松市中区 中央一丁目2番3号 イーステージ浜松併設 駐車場 交通事故（物損） |
| 事故の状況 | | 午前8時45分頃、イーステージ浜松に併設する駐車場を公用車で出庫しようとしたところ、スロープから上がってきた対向車両を避けるため後進した際、後続の相手方車両前部と公用車の右側後部が接触した物損事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対 策 | | 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、全職員に事故防止に対する意識を徹底するよう注意喚起を行った。また、再発防止策として、朝礼で常に事故防止と安全運転の意識の徹底を行うようにした。 | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-------|----------------|--|---------------------|---------------|-------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 48 | 令和3年 12月6日 | 和 解 349,800円 | 浜松市中区 幸二丁目 F氏 | 令和3年 7月13日 | 浜松市中区 幸一丁目地内 交通事故（物損） |
| 事故の状況 | | 午後7時00分頃、救急車が出動先駐車場から左折にて発進する際、救急車の左側後部が駐車場内のバリカーに接触した物損事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対 策 | | 事故の報告を受け、安全運転管理者が事故現場の確認を行い、事故の発生要因について検証した。その結果を踏まえ、事故を起こした職員及び同乗者と事故発生の要因について検討し、再発防止を促した。さらに、全署員に対し研修を実施し、交通事故防止についての意識の高揚を図った。 | | | |
| 49 | 令和3年 12月27日 | 和 解 256,100円 | 浜松市北区 根洗町 G氏 | 令和3年 9月21日 | 浜松市北区 根洗町613番地 交通事故（物損） |
| 事故の状況 | | 午後2時2分頃、公用車にて相手方駐車場に侵入する際、公用車左側面と停車していた相手方車両の左側前部が接触した物損事故である。 | | | |
| 過失割合 | | 浜松市100% | | | |
| 対 策 | | 事故を起こした職員には、前後左右の安全確認をしっかりと行うよう厳重注意した。 課内他職員へは、交通ルール違反や事故は決して起こさないよう、課内会議や朝礼の際に周知徹底するとともに、職員が外出する際には管理職が中心となり注意喚起を図る。 | | | |

| 専 決 | | 和解及び損害 賠償の額 | 相手方の 住所・氏名 | 事故発生 年月日 | 事故発生場所 及び事故の内容 |
|-----|---------------|-----------------|--|---------------|---------------------------------|
| 番号 | 年月日 | | | | |
| 3 | 令和4年 1月18日 | 和 解 118,800円 | 浜松市中区 小豆餅四丁目 20番8号 株式会社 ライフデザイン クリエイターズ 代表取締役 村木 政之 | 令和3年 10月7日 | 浜松市南区 芳川町486番地先 交通事故（物損） |
| | | 事故の状況 | 午前10時5分頃、公用車が訪問先駐車場から左折にて発進した際、公用車の左後方側面が相手方敷地の境界にあるブロック塀に接触した物損事故である。 | | |
| | | 過失割合 | 浜松市100% | | |
| | | 対 策 | 事故を起こした職員に対して嚴重注意を行うとともに、全職員へ再発防止を徹底するよう注意喚起を行った。加えて、乗車前の周囲の状況確認及び運転時の安全確認を徹底するよう指導した。 | | |
| 4 | 令和4年 1月18日 | 和 解 44,550円 | 浜松市中区 中央二丁目 H氏 | 令和3年 11月4日 | 浜松市中区高町 115番地の13 交通事故（物損） |
| | | 事故の状況 | 午前9時35分頃、公用車にて市道三組8号線を東進し、市道高町紺屋1号線との丁字路交差点を左折した際、相手方敷地境界にある立柱と公用車左後方側面が接触した物損事故である。 | | |
| | | 過失割合 | 浜松市100% | | |
| | | 対 策 | 事故を起こした職員へ嚴重注意を行うとともに、課員に対しても事故防止に努め安全運転を常に意識するよう朝礼で指導し、事故の再発防止を図った。 | | |

第 36 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市個人情報保護条例の一部改正について

浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市個人情報保護条例の一部を改正する条例

浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(取得の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下これらを「国等」という。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> | <p>(取得の制限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 実施機関は、法令又は条例（以下「法令等」という。）に基づく場合を除き、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取得するときは、本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときその他利用目的を達成するため本人以外の者から取得することにつき相当の理由があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）（以下これらを「国等」という。）から取得する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 37 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部を改正する
 条例

浜松市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成18年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、<u>市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>としているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等につい</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項の規定の趣旨にのっとり、<u>情報通信技術(デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)第2条に規定する情報通信技術をいう。以下同じ。))を活用した行政の推進について、情報システムの整備その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこと<u>その他のその方法が規定されているもの</u>については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と<u>その手続等の相手方</u>の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。<u>以下同じ。</u>)を使用して行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により行われた申請等につい</p> |

ては、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

ては、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

5 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用して行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とある

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 (略)

のは、「行われた申請等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 (略)

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用して行うことが困難又は著

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 (略)

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 (略)

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 (略)

しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 (略)

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 (略)

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 (略)

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条

(手数料等の徴収の特例)

第7条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講じるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 市長は、少なくとも毎年度1回、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

(手数料等の徴収の特例)

第8条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

第9条 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、前項の措置を講じるに当たっては、安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市の機関等に係る手続等における情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化その他の見直しを図るよう努めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第10条 市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況を取りまとめ、これをインターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| (委任) <u>第10条</u> (略) | (委任) <u>第11条</u> (略) |
|-------------------------|-------------------------|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 改正後の第3条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等又は処分通知等について適用し、同日前に行われた申請等又は処分通知等については、なお従前の例による。

第 38 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市職員定数条例の一部改正について

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員定数条例の一部を改正する条例

浜松市職員定数条例（昭和28年浜松市条例第18号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| (職員の定数) 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 ア (略) イ 学校の職員 <u>4, 476人</u> (7)～(9) (略) 2 (略) | (職員の定数) 第3条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) 教育委員会の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員 ア (略) イ 学校の職員 <u>4, 522人</u> (7)～(9) (略) 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 39 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜松市職員の育児休業等に関する条例（平成4年浜松市条例第56号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(1) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ)</u> (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に<u>特定職</u>に引き続き採用</p> | <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き<u>職員</u>として採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(1)</u> (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き<u>職員</u>として採</p> |

されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳

用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されるもの)にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1

6 か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

歳6か月到達日

ア・イ (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)・(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き職員として採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を除く。)

(部分休業の承認の取消事由)

第11条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 40 号 議 案

令和 4年 2月18日提 出

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例
の一部改正について

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例
の一部を改正する条例

浜松市新型コロナウイルス感染症対策貸付金利子助成事業基金に関する条例（令和2年
浜松市条例第41号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| 附 則 2 この条例は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、そ の効力を失う。 | 附 則 2 この条例は、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、そ の効力を失う。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 41 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市手数料条例の一部改正について

浜松市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市手数料条例（平成12年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | | |
|-----------|--|--|---|---|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | | |
| 一般・税 | <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>地籍図、土地台帳、家屋台帳及び家屋平面図の複写の交付</u> (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(略)</p> | 円 | <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>旧地籍図及び家屋平面図の複写の交付</u> (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(略)</p> | 円 |
| 土木・建築 | <p>(1)～(105) (略)</p> | <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) <u>マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。）</u></p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 26,900</p> <p>イ <u>長期修繕計画の数が2以上である場合</u> 26,900円に1を超える長期修繕計画の数に15,500円を乗じて得た額を加算した額</p> | | |
| 消防 | <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) 液化石油ガスの保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が (略) 10,000戸以上の場合 110,000</p> <p>(49) (略)</p> <p>(50) 液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請 17,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の</p> | | <p>(1)～(47) (略)</p> <p>(48) 液化石油ガスの保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が (略) 10,000戸以上の場合 98,000</p> <p>(49) (略)</p> <p>(50) 液化石油ガスの貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請 15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の</p> | |

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">数を乗じて得た金額 (51)～(58) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 一般・税の項第4号、<u>第5号及び第6号</u>の手数料については、紙数1枚をもって1件とする。</p> <p>2 <u>一般・税の項第9号</u>の手数料については、<u>地籍図、土地台帳及び家屋台帳</u>にあつては紙数1枚をもって1件とし、<u>家屋平面図</u>にあつては1画地をもって1件とする。</p> <p>3 (略)</p> | <p style="text-align: center;">数を乗じて得た金額 (51)～(58) (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考</p> <p>1 一般・税の項第4号から第6号まで及び第9号の手数料については、紙数1枚をもって1件とする。</p> <p>2 (略)</p> |
|--|---|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市手数料条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | |
|---|---|--|--|--|-----------------------|---|--|
| <p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">土 木 ・ 建 築</td> <td style="width: 85%;"> <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（<u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。</u>）</p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 26,900</p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> | 土 木 ・ 建 築 | <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（<u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。</u>）</p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 26,900</p> | | <p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">土 木 ・ 建 築</td> <td style="width: 85%;"> <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請</p> <p>ア <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合</u></p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 3,800</p> <p>イ <u>長期修繕計画の数が2以上である場合</u></p> </td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> | 土 木 ・ 建 築 | <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請</p> <p>ア <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合</u></p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 3,800</p> <p>イ <u>長期修繕計画の数が2以上である場合</u></p> | |
| 土 木 ・ 建 築 | <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請（<u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合を除く。</u>）</p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 26,900</p> | | | | | | |
| 土 木 ・ 建 築 | <p>(1)～(105) (略)</p> <p>(106) マンション管理計画の認定又は認定の更新の申請</p> <p>ア <u>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の4各号（同法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを確認することができる書面（市長が別に定めるものに限る。）を添付する場合</u></p> <p>ア <u>長期修繕計画の数が1である場合</u> 3,800</p> <p>イ <u>長期修繕計画の数が2以上である場合</u></p> | | | | | | |

| | |
|--|---|
| <p><u>イ 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,900円に1を超える長期修繕計画の数の15,500円を乗じて得た額を加算した額</u></p> | <p><u>3,800円に1を超える長期修繕計画の数の1,700円を乗じて得た額を加算した額</u></p> <p><u>イ ア以外の場合</u></p> <p><u>(ア) 長期修繕計画の数が1である場合 26,900</u></p> <p><u>(イ) 長期修繕計画の数が2以上である場合 26,900円に1を超える長期修繕計画の数の15,500円を乗じて得た額を加算した額</u></p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>備考 (略)</p> | <p>備考 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表消防の項第48号及び第50号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の浜松市手数料条例別表土木・建築の項第106号の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

第 42 号 議 案

令和 4年 2月18日提 出

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部改正について

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例の一部を改正する条例

浜松市高齢者元気はつらつ教室事業手数料徴収条例(平成17年浜松市条例第126号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(手数料の額)</p> <p>第3条 手数料の額は、1回につき次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 <u>340円</u></p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの(次号に掲げる者を除く。) <u>680円</u></p> <p>(3) 介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの <u>1,020円</u></p> | <p>(手数料の額)</p> <p>第3条 手数料の額は、1回につき次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 <u>350円</u></p> <p>(2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの(次号に掲げる者を除く。) <u>700円</u></p> <p>(3) 介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者であって、同法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である者に相当すると市長が認めるもの <u>1,050円</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料について適用し、同日前における高齢者元気はつらつ教室事業の利用に係る手数料については、なお従前の例による。

第 43 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市国民健康保険条例の一部改正について

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

浜松市国民健康保険条例（昭和34年浜松市条例第25号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の同条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>100分の7.34</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第11条の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万7,000円</u></p> <p>(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について <u>2万3,000円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資</p> | <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条 前条の所得割額は、被保険者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(政令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の同条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、<u>100分の7.2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基礎賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)</p> <p>第14条 第11条の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について <u>2万5,000円</u></p> <p>(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について <u>2万2,000円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資</p> |

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 1世帯について 1万1,500円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 1世帯について 1万7,250円

(後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第14条の5 第14条の2の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,800円

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について 8,100円

イ 特定世帯 1世帯について 4,050円

ウ 特定継続世帯 1世帯について 6,075円

格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) 1世帯について 1万1,000円

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) 1世帯について 1万6,500円

(後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第14条の5 第14条の2の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,000円

(2) 世帯別平等割額 次に掲げる額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について 8,000円

イ 特定世帯 1世帯について 4,000円

ウ 特定継続世帯 1世帯について 6,000円

(介護納付金賦課額)

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、一世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。ただし、介護納付金賦課額は、政令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額)

第14条の9 第14条の6の被保険者均等割額及び世帯別平等割額は、次のとおりとする。

(1) 被保険者均等割額 被保険者1人について 9,800円

(2) 世帯別平等割額 1世帯について 7,000円

(保険料の減額)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額において準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 (略)

(介護納付金賦課額)

第14条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、一世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、介護納付金賦課額は、政令第29条の7第4項第8号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課額の被保険者均等割額)

第14条の9 第14条の6の被保険者均等割額は、被保険者1人につき1万4,500円とする。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 第1項(各号イを除く。)から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額において準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第20条の2 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第20条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)

がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条第1号の被保険者均等割額から、当該額に10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額した額とする（次項に規定する場合を除く。）。

2 当該年度において、第20条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額した額とする。

(1) 第14条第1号の被保険者均等割額から、当該額に第20条第1項各号に規定する納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を減額した額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額において準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の5第1号」と、前項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条第1号」とあるのは「第14条の5第1号」と、「第20条第1項各号」とあるのは「第20条第4項において読み替えて準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第21条 (略)

(保険料の額の通知)

第21条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市国民健康保険条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第 44 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市川や湖を守る条例の一部改正について

浜松市川や湖を守る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市川や湖を守る条例の一部を改正する条例

浜松市川や湖を守る条例（平成20年浜松市条例第49号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(排水の処理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 下水道事業計画区域（下水道法第4条第1項又は第25条の11第1項の事業計画に定められた予定処理区域をいう。）及び農業集落排水処理区域（浜松市農業集落排水処理施設条例第2条第3号に規定する処理区域をいう。）以外の区域において単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。）又はくみ取便所を使用する者は、速やかに合併処理浄化槽（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。）を設置するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>(排水の処理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 下水道事業計画区域（下水道法第4条第1項又は第25条の23第1項の事業計画に定められた予定処理区域をいう。）及び農業集落排水処理区域（浜松市農業集落排水処理施設条例第2条第3号に規定する処理区域をいう。）以外の区域において単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽をいう。）又はくみ取便所を使用する者は、速やかに合併処理浄化槽（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。）を設置するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 45 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市農村公園条例の一部改正について

浜松市農村公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市農村公園条例の一部を改正する条例

浜松市農村公園条例（平成18年浜松市条例第38号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | | 改正後 | |
|-------------|-------------------|-------------|-----|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| (略) | | (略) | |
| 浜松市天池自然農村公園 | (略) | 浜松市天池自然農村公園 | (略) |
| 浜松市金指農村公園 | 浜松市北区引佐町金指825番地の1 | 浜松市別所農村公園 | (略) |
| 浜松市別所農村公園 | (略) | (略) | (略) |
| (略) | | (略) | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 46 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市小型自動車競走条例の一部改正について

浜松市小型自動車競走条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市小型自動車競走条例の一部を改正する条例

第1条 浜松市小型自動車競走条例（昭和38年浜松市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(入場料等)</p> <p>第4条 競走場の入場料は、<u>無料</u>とする。</p> | <p>(入場料等)</p> <p>第4条 競走場の入場料は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>予想者 1人1開催につき 300円</u></p> <p>(2) <u>予想新聞販売者等 1人1開催につき 100円</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者以外の者 無料</u></p> |
| 2 (略) | 2 (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 浜松市小型自動車競走条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(入場料等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特別観覧席を利用する場合の利用料は、200円以上<u>1,000円</u>以下において市長が定める額とする。</p> | <p>(入場料等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特別観覧席を利用する場合の利用料は、200円以上<u>15,000円</u>以下において市長が定める額とする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年7月8日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の浜松市小型自動車競走条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る入場料について適用し、同日前の入場に係る入場料については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の浜松市小型自動車競走条例第4条第2項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

第 47 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市道路法等施行条例の一部改正について

浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市道路法等施行条例の一部を改正する条例

浜松市道路法等施行条例（平成24年浜松市条例第87号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(道路移動等円滑化基準)</p> <p>第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する条例で定める道路移動等円滑化基準は、次に定める基準とする。</p> <p>(1) 横断歩道に接続する歩道又は自転車歩行者道の部分の縁端には、段差の解消を図ることを目的とした溝付縁石ブロック(以下「UDブロック」という。)を敷設するものとし、その段差は0センチメートルとするものとする。この場合において、UDブロックは、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)第2条第3号に規定する視覚障害者誘導用ブロックと併せて敷設するものとする。</u></p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(第9条を除き、同令を改正する命令(同条に関する部分を除く。))を含む。</u>に定める基準</p> | <p>(道路移動等円滑化基準)</p> <p>第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項に規定する条例で定める道路移動等円滑化基準は、次に定める基準とする。</p> <p>(1) 横断歩道に接続する歩道又は自転車歩行者道の部分の縁端には、段差の解消を図ることを目的とした溝付縁石ブロック(以下「UDブロック」という。)を敷設するものとし、その段差は0センチメートルとするものとする。この場合において、UDブロックは、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第116号)第2条第3号に規定する視覚障害者誘導用ブロックと併せて敷設するものとする。</u></p> <p>(2) 前号に定めるもののほか、<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(第9条を除き、同令を改正する命令(同条に関する部分を除く。))を含む。</u>に定める基準</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 48 号 議 案

令和 4年 2月18日提 出

浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める
条例の一部改正について

浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める
 条例の一部を改正する条例

浜松市公共下水道及び都市下水路の構造及び維持管理に関する基準を定める条例（平成
 24年浜松市条例第44号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（都市下水路の構造及び維持管理の基準）</p> <p>第3条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の基準は、<u>令第17条の12</u>（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に定める基準とする。</p> <p>2 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、<u>令第18条</u>（令附則及び令を改正する政令のうち、<u>同条</u>に関する部分を含む。）に定める基準とする。</p> | <p>（都市下水路の構造及び維持管理の基準）</p> <p>第3条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の構造の基準は、<u>令第17条の13</u>（令附則及び令を改正する政令のうち、同条に関する部分を含む。）に定める基準とする。</p> <p>2 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、<u>令第18条各号</u>（令附則及び令を改正する政令のうち、<u>同条各号</u>に関する部分を含む。）に定める基準とする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 49 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市 P F I 等審査委員会条例の制定について

浜松市 P F I 等審査委員会条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市PFI等審査委員会条例

(設置)

第1条 市は、PFI等に関し必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、PFI等に係る事業ごとに、浜松市PFI等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) PFI 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）の規定により法第2条第2項に規定する特定事業について契約する際の手続をいう。
- (2) 市長等 市長又は水道事業及び下水道事業管理者をいう。
- (3) プロポーザル方式 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため、公募又は指名の方法により複数の相手方から当該随意契約に係る業務の実施に関する提案を求め、当該提案のうち最も優れた提案を行った契約の相手方を選定する方式をいう。
- (4) 総合評価一般競争入札 令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。
- (5) 総合評価指名競争入札 令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札をいう。
- (6) PFI等 PFI又は市長等が特に必要があると認めるプロポーザル方式、総合評価一般競争入札若しくは総合評価指名競争入札により契約する際の手続をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について、市長等が特に必要があると認める場合において、市長等の諮問に応じ審議する。

- (1) 法第5条第1項の規定による実施方針の策定に関すること。
- (2) 法第7条の規定による特定事業の選定に関すること。
- (3) 法第8条第1項の規定による民間事業者の選定に関すること。
- (4) プロポーザル方式、総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札による契約の相手方の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、PFI等に関し必要な事項

(委員)

第4条 委員会は、11人以内で市長等が定める数の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長等が特に必要があると認める者のうちから市長等が委嘱する。

3 委員は、諮問に係る当該事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる令第167条の6第1項の規定による公告、令第167条の12第2項の規定による通知その他これらに類する手続による公告又は通知に係るPFI等に係る事業について適用する。

第 50 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市いじめ問題第三者委員会条例の制定について

浜松市いじめ問題第三者委員会条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市いじめ問題第三者委員会条例

(設置)

第1条 市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、浜松市いじめ問題第三者委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）の調査に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。ただし、2件以上の重大事態が発生した場合において教育委員会が特に必要があると認めるときは、当該重大事態の件数に5を乗じて得た数以内の委員で組織することができる。

- 2 委員は、法律学、医学又は心理学に関する専門的知識を有する者その他教育委員会が特に必要があると認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員は、諮問に係る当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査、協力等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、市の機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第 51 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松市犯罪被害者等支援条例の制定について

浜松市犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。
- (4) 2次被害 犯罪等による直接的な被害を原因として犯罪被害者等が受ける経済的損失、精神的苦痛、心身の不調、プライバシー侵害等の被害をいう。
- (5) 関係機関等 国、県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、2次被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援のための必要な施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの必要性についての理解を深めるとともに、市が実施する犯

罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与できるようにするため、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(見舞金等の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等のうち市長が必要と認める者に対し、見舞金等の支給を行うものとする。

(心理的外傷からの回復)

第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷から回復できるようにするため、医療機関等適切な機関の案内その他必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第11条 市は、市民等が、犯罪被害者等が置かれている状況、2次被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるようにするため、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修その他必要な施策を講じるものとする。

(支援の制限)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したとき、その他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成21年浜松市条例第64号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（土地及び建物の適正管理）</p> <p>第15条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（犯罪被害者等のための施策）</u></p> <p><u>第16条 市は、犯罪被害者等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う関係団体及び関係機関等と緊密な連携を図り、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行うよう努めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第17条 （略）</p> | <p style="text-align: center;">（土地及び建物の適正管理）</p> <p>第15条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第16条 （略）</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第 52 号 議 案

令和 4年 2月 18日 提 出

浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例の制定について

浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高塚駅北第二地区における既成市街地の整備改善を図るため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により浜松市(以下「施行者」という。)が施行する土地区画整理事業について、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 土地区画整理事業の名称は、浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理事業(以下「事業」という。)という。

(施行地区に含まれる地域の名称)

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、浜松市南区高塚町の一部とする。

(事業の範囲)

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

(事務所の所在地)

第5条 事業の事務所の所在地は、浜松市中区浜松市役所内とする。

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- (2) 法第121条の規定による補助金その他の国庫補助金

(審議会の名称)

第7条 法第56条第1項の規定により設置する土地区画整理審議会の名称は、浜松都市計画事業高塚駅北第二土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)という。

(委員の定数)

第8条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とする。

2 委員の定数のうち、施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)から選挙される委員及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)から選挙される委員の数の合計は、8人とする。

3 委員の定数のうち、学識経験を有する者から選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、5年とする。

(立候補制)

第10条 第8条第2項に規定する委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙される委員の数又は借地権者から選挙される委員の数の半数以内で市長が定め、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第4項に規定する公告に併せて公告する。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

（予備委員となるのに必要な得票数）

第12条 予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の3分の1以上とする。

（委員の補充等）

第13条 選挙された委員に欠員を生じた場合においては、予備委員のうち得票数の多い者から順次これを補充する。

2 前項の規定により委員の欠員を補充すべき場合においては、市長は、補充により委員となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となるべき者にその旨を通知するものとする。

3 補充により委員となるべき者は、前項の公告のあった日に委員としての地位を取得する。

4 予備委員に欠員を生じた場合においては、市長は、第11条第3項の規定に準じて順次補充するものとする。

（委員の補欠選挙）

第14条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数がそれぞれの委員の定数の2分の1に達した場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

（学識経験委員の補充）

第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合は、市長は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

（評価員の定数）

第16条 評価員の定数は、3人とする。

（従前の宅地の地積）

第17条 換地計画において換地を定めるために基準とする従前の宅地の各筆の地積は、法第55条第9項の規定による公告があった日から起算して14日を経過した日（以下「基準日」という。）現在の登記簿（登記簿に登録されていない国有地又はこれに準じる

宅地については、その登録台帳、登録台帳のないときは、実測図。(以下同じ。)に記載されている地積とする。

- 2 宅地所有者は、前項の地積に異議があるときは、基準日から60日以内に、実測図(境界について隣地の所有者の承認があるもの)を添えて、前項の地積の訂正を市長に申請することができる。この場合において、同一人又はその家族の所有する宅地が数筆連続するときは、その全部について申請しなければならない。
- 3 前項の申請があった場合は、市長は、当該宅地について、実測又は査定の方法により地積を決定し、申請者に通知するものとする。
- 4 基準日後分筆又は合筆された宅地については、分筆又は合筆前の登記簿に記載されていた地積を標準として市長が査定した地積をもって第1項の登記簿の地積とみなす。
- 5 市長は、特に必要があると認める宅地については、実測又は査定の方法により地積を決定するものとする。

(所有権以外の権利の地積)

第18条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分を定める場合の基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積(地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。)とする。ただし、当該地積が当該権利の存する宅地の所有権の地積と符合しないときは、市長が査定した地積とする。

(従前の宅地及び換地の評価額)

第19条 従前の宅地及び換地の評価額は、市長が、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に勘案し、評価員の意見を聴いて定める。

(所有権以外の権利が存する場合の評価)

第20条 所有権以外の権利(地役権を除く。以下この条及び次条において同じ。)の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、市長が、評価員の意見を聴いて、前条の規定により定めた宅地の評価額を所有権の価額と所有権以外の権利の価額とに区分した額とする。

(清算金の算定)

第21条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地について定めるべき換地の権利価額又は当該宅地に存する権利の価額と、当該宅地に対する換地の評価額又は当該権利について定められた権利の価額との差額とする。

- 2 法第90条及び第95条第6項の規定により換地を定めなくて金銭で清算し、又は所有権以外の権利を消滅させ、金銭で清算する場合における清算金の額は、市長が前項の規定に準じて定める。

(清算金の納付又は交付に関する通知)

第22条 市長は、清算金を徴収し、又は交付する場合においては、これを納付し、又は交付すべき期限及び場所を定め、少なくともその期限の10日前までに納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の相殺)

第23条 清算金の交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、法第112条第1項の規定により供託すべき清算金を除き、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金を相殺するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 法第110条第2項に規定する清算金の分割徴収又は分割交付は、別表第1のとおりとする。ただし、同表により分割徴収することが困難であると市長が認める場合においては、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により分割納付（以下「分納」という。）をしている者が、中途において資力に変動を生じた場合の分納については、市長が定める。
- 3 前2項の規定により清算金を分割徴収する場合における令第61条第1項の施行規程で定める率は、事業に係る法第103条第4項の規定による換地処分があった旨の公告の日における財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第7条第3項の規定により財務大臣が定める利率のうち10年の約定期間に対応する利率（当該利率が法第103条第4項の規定による換地処分があった旨の公告の日の翌日における法定利率を超えるときは、当該法定利率）とする。
- 4 第2回以後の毎回の清算金の納付又は交付の期限は、前回の納付又は交付の期限の翌日から起算して6月を経過した日の前日とする。
- 5 清算金を分納しようとする者は、法第103条第1項の通知があった日から市長が別に定める日までに分納の許可を市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期間を経過した後であっても分納の申請をすることができる。
- 6 清算金を分納する場合において、毎回納付すべき元金の額は、分納を認められた清算金の総額を分納する回数で除して得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを第1回の納付すべき額に算入する。
- 7 清算金の分納を許可された者で、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付しようとするものは、市長の承認を得てこれを納付することができる。
- 8 市長は、清算金の分納を許可された者が納付すべき清算金を納付期限までに納付しないとき又は納付する見込みがないと認められるときは、納付期限の到来しない清算金であっても、その全部又は一部を繰り上げて徴収することができる。

9 市長は、清算金を分割交付する場合においては、毎回の交付期限及び交付金額を定め、清算金を受けるべき者に通知するものとする。

(延滞金)

第25条 清算金(利子を含む。)を納付すべき者は、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(昭和33年浜松市条例第5号)の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。この場合において、同条例第2条第1項及び附則第4項中「14.6パーセント」とあるのは「10.75パーセント」と、「7.3パーセント」とあるのは「5.37パーセント」と読み替えるものとする。

(所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止)

第26条 法第85条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、次に掲げる期間は、これを受理しない。

(1) 登記のない権利については、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧についての公告のあった日から法第103条第4項の規定による換地処分があった旨の公告の日まで

(2) 借地権については、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告のあった日から起算して20日を経過した日から令第22条第3項の規定による選挙人名簿の確定の日まで

(換地処分の時期の特例)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了した場合においては、法第103条第2項ただし書の規定により換地処分をすることができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法第55条第9項の規定による公告の日から施行する。

別表第1 (第24条関係)

| 清算金の額 | 分割徴収し、又は分割交付する期間 |
|--------------|------------------|
| 3万円以上10万円未満 | 1年以内 |
| 10万円以上20万円未満 | 2年以内 |
| 20万円以上35万円未満 | 3年以内 |

| | |
|-----------------|-------|
| 35 万円以上 50 万円未満 | 4 年以内 |
| 50 万円以上 | 5 年以内 |

別表第 2（第 24 条関係）

| 清算金の額 | 分割徴収する期間 |
|-------------------|----------|
| 2 万円以上 5 万円未満 | 1 年 |
| 5 万円以上 10 万円未満 | 2 年 |
| 10 万円以上 20 万円未満 | 3 年 |
| 20 万円以上 30 万円未満 | 4 年 |
| 30 万円以上 40 万円未満 | 5 年 |
| 40 万円以上 50 万円未満 | 6 年 |
| 50 万円以上 70 万円未満 | 7 年 |
| 70 万円以上 100 万円未満 | 8 年 |
| 100 万円以上 130 万円未満 | 9 年 |
| 130 万円以上 | 10 年 |

第 53 号 議 案

令和 4年 2月18日 提 出

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の一部変更について

浜松市立小中学校空調設備整備事業に関する契約の変更について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求める。

浜松市長 鈴木 康 友

(令和元年 12月 19日 第141号議案 原案可決)

(令和 2年 12月 14日 第124号議案 原案可決)

(令和 3年 3月 24日 第 66号議案 原案可決)

| 事業の名称 | 事業の概要 | 区分 | 事項 |
|----------------------|------------------------------|-----|----------------------|
| 浜松市立小中学校 空調設備整備事業 | 浜松市立小中学校空調設備の設計・施工及び維持 管理 | 変更前 | 契約金額 5,394,192,056 円 |
| | | 変更後 | 契約金額 5,394,488,990 円 |

包括外部監査契約締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

浜松市長 鈴木 康 友

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和4年4月1日
- 3 契約金額 14,616,000円を上限とする額
- 4 費用の算定方法及び支払方法
 - (1) 算定方法 契約に定める基本費用の額及び執務費用の額の合算
 - (2) 支払方法 契約の定めるところによる
- 5 契約の相手方
 - (1) 住 所 愛知県名古屋市中区栄1丁目2番3号
 - (2) 氏 名 岡野 英生
 - (3) 資 格 公認会計士

